

平成28年度

神栖市財政健全化判断比率に関する意見書

神栖市監査委員

平成29年 8月25日

神栖市長 保 立 一 男 様

神栖市監査委員 新 谷 茂 生

神栖市監査委員 五十嵐 清 美

## 平成28年度決算に基づく神栖市財政健全化判断比率に関する意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による平成28年度決算に基づく神栖市財政健全化判断比率の状況調書を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

## 記

## 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の期間 平成29年7月28日から平成29年8月24日まで

## 3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

## 健全化判断比率について

## 平成28年度決算に基づく4指標

健全化判断比率	神栖市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.88%	20%
連結実質赤字比率	—	16.88%	30%
実質公債費比率	4.5% ( 4.7%)	25.0%	35%
将来負担比率	25.2% (22.3%)	350.0%	

赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示している。

また、( )内は平成27年度決算の数値である。

平成28年度

神栖市水道事業会計及び神栖市公共下水道事業  
特別会計についての資金不足比率に関する意見書

神栖市監査委員

神栖市長 保 立 一 男 様

神栖市監査委員 新 谷 茂 生

神栖市監査委員 五十嵐 清 美

平成28年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市公共  
下水道事業特別会計についての資金不足比率に関する意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による平成28年度決算に  
基づく神栖市水道事業会計及び神栖市公共下水道事業特別会計についての資金不足比率の  
状況調書を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる  
事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 平成29年7月28日から平成29年8月24日まで

3 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、  
いずれも適正に作成されているものと認められた。

平成28年度決算に基づく指標

比率名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20%

赤字額がない場合は「—」で表示している。